

製品安全データシート

1/4

会社名 株式会社 リンシユド
 住所 岐阜県岐阜市長良東2-37
 担当部署 販売開発部
 電話番号 058-295-5755
 FAX番号 058-294-0020
 作成日 2013年 5月 24日
 改訂日 年 月 日



[製品名] レーザー用ゴム板N-10:少臭タイプ(55度)

[物質の特定]

化学名 : イソプレンとポリブタジエンのポリマーを
 : 炭酸カルシウム類とホワイトカーボンの
 : 混合物を架橋しゴム板にした物

	: 原料ゴム (IR+BR)	配合薬品
成分及び含有量	: 合計	100%
管報公示(化審法)	: (6)-748	+ (6)-720
整理番号(安衛法)	: (6)-748	+ 公表化学物質に付き番号なし
CAS No	: 9003-31-0	+ 31567-90-5
国際分類及び 国連番号	: 該当せず	+ 該当せず
		登録済 登録済 該当せず

[危険有害性の分類]

分類の名称 : 分類基準に該当しません。

[応急処置]

眼に入った場合 : 清浄な水にて数分間、充分洗浄し、目に傷がついたときや刺激がある時など、必要に応じて医師の手当てを受けてください。

皮膚に触れた場合 : 人体に特別な影響は有りませんが、必要に応じて触れた個所を石鹸を使って洗浄してください。

吸入した場合 : 固形物につき該当せず。

飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄し、必要に応じて医師の手当てを受けて下さい。

[火災時の措置]

- 消化方法 : 注水、水噴霧、各種消火器等を使用して下さい。熱分解、不完全燃焼により黒煙、一酸化炭素、その他の有毒ガスが発生する可能性があります。これらの吸入による危険性が生じたりすることがあります。状況に応じて消火用防毒マスクや防火服等の保護具を着用するよにして下さい。
- 消化剤 : 注水、泡沫・粉末・炭酸ガスの消火器、防火砂など。
-

[露出時の措置]

- : 飛散したものを掃き集め、適当な容器に回収して下さい。
-

[取扱い及び保管上の注意]

- 取扱 : (1)作業場の整理整頓に努め、火気をみだりに使用しないで下さい。
(2)加工作業中に煙、灰、等が発生しますので、専用の集塵機を使用し、更に必要に応じて場内排気装置等を使用して下さい。
(3)作業後、喫煙、飲食をする場合、手を良く洗い、うがいをしてから喫煙、飲食等をして下さい。
(4)加工等の取扱いに際しては、必要に応じて保護具を着用して下さい。
- 保管 : (1)発熱・発火及び変質等を防止するため、直射日光、高温、高湿、屋外保管は避け、涼しい乾燥した冷暗所に保管下さい。また屋内保管でも、白熱灯、水銀灯、など高温や強い紫外線を出す照明の近くには置かないで涼しい乾燥した冷暗所に保管下さい。
(2)荷崩れ防止の為、バラ積みは極力避け、出来るだけ低くしてください。
(3)消防法の指定可燃物に該当しますので、保管等に当たっては各市町村の条例に従って下さい。(3,000kg以上)
(4)品質保証期間は仕様説明書通りです。
-

[暴露防止措置]

- 許容濃度 日本産業衛生学会 : 設定されていない
ACGIH : 設定されていない
OSAH : 設定されていない

設備対策 : 加工作業中に煙、灰、等が発生しますので、専用の集塵機を使用し、更に

必要に応じて場内排気装置等を設備して下さい。また近くに手洗い、洗顔などの設備を設けるようにして下さい。

保護具 : 必要に応じて、保護マスク、保護眼鏡、保護手袋、作業着、安全靴等を着用して下さい。

[物理/化学的性質]

外観 : 朱色(オレンジ)ゴム板状 ・ 比重 : 1.13 ・ 臭気 : 微臭有り

溶解度 : 水に不要

沸点/蒸気圧/融点/初留点/揮発性 : 該当せず

[危険性情報]

分解開始温度 : 約230度 ・ 爆発性 : 該当せず

酸化性 : 該当せず ・ 自己反応性 : 該当せず ・ 粉塵爆発性 : 知見なし

安定性/反応性 : 極めて安定

[有害性情報]

皮膚腐食性/刺激性/感作成/急性毒性/亜急性毒性/慢性毒性/がん原性/
変異原性/生殖毒性/ 催奇形性 : 症例なし

[環境影響情報]

分解性/蓄積性/魚毒性 : 症例なし

その他 : モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質(ODS)は使用しておりません。

含有重金属に関して : 主副原料および製造工程での材料として大気汚染防止法、水質汚濁防止法で規定されている鉛、砒素、クロム、カドミウム、水銀等は使用していません。

[廃棄上の注意]

内容物 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行例 第6条に準拠。

破砕して15cm以下にして埋め立てるか、あるいは焼却設備を用いて焼却した後、埋立てして下さい。

容器・包材 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行例 第3条に準拠。

木、紙類は一般廃棄物として処理できますが各市町村の指導に従って

下さい。また、プラスチック類は産業廃棄物として熔融または焼却の後、埋め立て処理をお願いします。

[輸送上の注意]

取扱い及び保管上の注意の項に記載のほかに、異物混入、水濡れ及び直射日光を防ぐためシートを掛けるなどして下さい。バラ積みする場合は、荷崩れを防ぐため出来るだけ低くするか、固定をするなどして下さい。

[適用法令]

- 1、消防法 : 第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の12 別表第4
「指定可燃物」 合成樹脂類 (3, 000kg)
 - 2、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
-

[参考文献]

- | | |
|-----------|----------------|
| : ゴム工業便覧 | 日本ゴム協会編 (1979) |
| : ゴム技術の基礎 | 日本ゴム協会編 (1982) |
-

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。

取扱い保管上の注意は通常の手配を対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、その用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、ご利用ください。

なお記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。

また本製品の使用と、本製品を貴社にて成型及び加工して使用する場合は、用途に対する法規制、および用途への適合性・安全性については、貴社にてご確認願います。